

(3)食品産業等の環境自主行動計画の取組等

環境自主行動計画

- 環境自主行動計画とは、二酸化炭素や廃棄物の排出削減等に取り組むため、各産業の業界団体が自主的に策定する行動計画。
- 農林水産省では、食品産業（食品製造業、食品流通業及び外食産業）団体に対して環境自主行動計画の策定を慫慂するとともに、実施状況の把握等を行うため、平成14年度から「環境自主行動計画フォローアップチーム」を設置し、毎年度、フォローアップを実施。
- フォローアップ結果については、毎年度、食料・農業・農村政策審議会食品産業部会へ報告・公表。

環境自主行動計画策定団体

産業部門

- [目標指標:CO2排出量]
1. 精糖工業会 ※
 11. 全日本菓子協会
 12. 日本醤油協会
- [目標指標:CO2排出原単位]
3. 全国清涼飲料工業会 ※
 4. 製粉協会 ※
 5. 日本冷凍食品協会
 7. 全国マヨネーズ・ドレッシング類協会
 9. 日本即席食品工業協会
 13. 日本植物油協会
 15. 日本パン工業会
 16. 日本スターチ糖化工業会
 17. 全日本コーヒー協会 ☆
 18. 日本ビート糖業協会 ☆
- [目標指標:エネルギー消費原単位]
2. 日本乳業協会 ※
 10. 日本缶詰協会
 14. 日本ハム・ソーセージ工業協同組合

業務部門

- [目標指標:エネルギー消費量]
6. 日本加工食品卸協会
- [定性的な目標]
8. 日本フードサービス協会

食品産業18団体が策定
(平成19年10月末現在)

(注)

1. ※印は、経団連自主行動計画参加団体。(4団体)
2. 番号は策定順。
3. ☆印は平成19年度計画策定団体。

18年度フォローアップチームメンバー

- 牛久保 明 邦 東京農業大学国際食料情報学部教授
- 有 田 芳 子 主婦連合会環境部会長
- 高 濱 正 博 (財)食品産業センター参与
- 中 村 慎一郎 早稲田大学政治経済学部教授
- 堀 尾 正 靱 東京農工大学大学院共生科学技術研究院教授
- 三 原 翠 NPO法人食品保健科学情報交流協議会常任理事
- は、座長。

18年度フォローアップチーム会合開催状況

- 第1回(18年 9月) 平成18年度のフォローアップの進め方
- 第2回(18年12月) 団体ヒアリング(6団体)
- 第3回(19年 1月) 団体ヒアリング(9団体)
- 第4回(19年 3月) フォローアップ結果取りまとめ

平成18年度フォローアップにおけるCO2排出削減対策に係る結果等

18年度のフォローアップ対象15団体(日本スターチ糖化工業会は19年3月策定のためフォローアップ対象外)のうち、CO2排出削減に向け数値目標を設定しているのは14団体、このうち排出量等の実績報告があったのは12団体である。平成17年度は、平成14年度以降の一部原子力発電所の停止の影響による電力のCO2排出原単位の悪化の影響が残る中、省エネ設備の導入、燃料転換の推進等により前年度に比べ排出削減が進んだのは、7団体となっている。このうち、平成17年度の時点で、既に平成22年度の数値目標を達成しているのは2団体にとどまっている。

1. CO2排出量を削減目標とする団体(3団体)

	1990(平成2)	2003(平成15)	2004(平成16)	2005(平成17)	2010(平成22)
精糖工業会	1.000	0.829	0.762	0.721	0.800
全日本菓子協会	1.000	1.007	1.005	0.999	0.940
日本醤油協会	1.000	1.185	1.153	1.160	0.940

2. CO2排出原単位を削減目標とする団体(7団体)

	1990(平成2)	2003(平成15)	2004(平成16)	2005(平成17)	2010(平成22)
全国清涼飲料工業	1.000	1.107	1.078	1.151	0.940
製粉協会	1.000	1.121	1.073	1.073	0.950
日本冷凍食品協会	1.000		0.984		0.900
全国マヨネーズ・ドレッシング協会	1.000	0.978	0.963	0.974	0.700
日本即席食品工業	1.000	0.855	0.814	0.759	0.940
日本植物油協会	1.000	0.897	0.874	0.863	0.850
日本パン工業会			1.000	0.990	0.941

3. エネルギー消費量を削減目標とする団体(1団体) ※下表の数値は参考である。

	2000(平成12)	2003(平成15)	2004(平成16)	2005(平成17)	2010(平成22)
日本加工食品卸協	1.000	2.257	2.585	2.769	0.900

4. エネルギー消費原単位を削減目標とする団体(3団体)

	1990(平成2)	2003(平成15)	2004(平成16)	2005(平成17)	2010(平成22)
日本乳業協会	(2000年を1.000)	1.022	1.007	1.003	0.951
日本缶詰協会	1.000	1.147	1.158	1.132	1.000
日本ハム・ソーセージ工業協同組合		1.000	1.035	1.058	0.950

5. 定性的目標

日本フードサービス協会

<今後の課題>

○団体毎の課題

- ・参加企業の固定化、拡大(日本冷凍食品協会、全国マヨネーズ・ドレッシング類協会、日本缶詰協会、日本加工食品卸協会)
- ・毎年度の数値報告(日本冷凍食品協会)
- ・数値目標の設定(日本フードサービス協会)
- ・数値の精査(日本パン工業会)

- 既に目標を達成した団体の目標値の引上げ
- 目標達成の可否に係る厳然とした自己評価の実施
- 未策定業界に対する計画策定の促進等

★地球温暖化対策推進本部(5月29日)、21世紀環境立国戦略(6月1日閣議決定)、経済財政改革の基本方針2007(6月19日閣議決定)等において、施策を加速化させるの方針が決定されている。

<地球温暖化対策推進本部(5月29日)>

「自主行動計画について、サービス業を中心とした未策定業種に対する策定の働きかけ・目標の定量化の促進や目標引き上げの促進など同計画の深掘りや対象範囲の拡大等、目標未達成業種の目標達成の蓋然性の向上、CO2排出量の削減を一層意識した取組の推進」が課題

省エネルギー対策

省エネルギー法

工場・事業場

事業者の努力義務・判断基準の公表

第一種エネルギー管理指定工場

(エネルギー使用量3,000kl/年)

- ・エネルギー管理者の選任義務
- ・中長期計画の提出義務
- ・エネルギー使用状況等の定期報告
- ← 判断基準に照らし著しく不十分であるとき大臣の指示、公表、命令(罰則)

第二種エネルギー管理指定工場

(エネルギー使用量1,500kl/年)

- ・エネルギー管理員の選任
- ・エネルギー使用状況等の定期報告
- ・従来の熱・電気の区分を廃止、熱と電気を合算して(原油換算)規制。
- ← 判断基準に照らし、著しく不十分であるとき、大臣の勧告

○第一種エネルギー管理指定工場
7,457(うち農水省所管 729)

○第二種エネルギー管理指定工場
6,094(うち農水省所管 594)

京都議定書の温室効果ガス排出削減約束(基準年比6%削減)達成のため、指導、立入検査等の的確な実施等法執行を強化

運輸(荷主)

事業者の努力義務・判断基準の公表

特定荷主

(年間輸送量が3000万トンキロ以上)

- ・計画の提出義務
- ・委託輸送に係るエネルギー使用状況等の定期報告
- ← 判断基準に照らし著しく不十分であるとき大臣の勧告、公表、命令(罰則)

平成19年度から
特定荷主を指定
804(うち農水省
所管 144)

荷主



温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度

- ・地球温暖化対策推進法に基づき、温室効果ガスを多量に排出する事業者に、排出量算定・報告を義務づけ、国が報告データを集計し、公表する。
- ・省エネ法の指定工場、特定荷主等に報告義務。報告は平成19年度から開始。

工場



事業場



デパート



学校



オフィスビル



ホテル